

【委員会記録】

中山副委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。(10時34分)

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、付託議案の審査及び来る12月14日の閉会日に追加提出される予定の補正予算に係る議案の説明聴取であります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところでありますが、この際、追加提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出予定議案】(資料①)

- 議案第40号 平成23年度徳島県一般会計補正予算(第4号)

【報告事項】(資料②)

- 警察本部の自己点検による平成23年度事業の見直し状況について

鹿山警務部理事官

私からは、お手元にお配りさせていただいております説明資料に基づきまして、平成23年度一般会計予算11月補正予算案について、御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございますが、総額で1億2,000万円の増額補正予算をお願いしております。

その財源内訳といたしましては、括弧書きのとおり、地方債が2,900万円、一般財源が9,100万円の増額となっております。

続きまして、2ページをお開きください。

主要事項について、御説明いたします。

資料の一番下の欄に記載してありますとおり、警察活動費の交通安全施設整備事業費として1億2,000万円を計上しております。この経費につきましては、老朽化が著しい信号機や標識などの更新、信号灯器のLED化、防災対策として停電時にも信号機が正常に作動するリチウムイオン電池を用いた静止型非常用信号機電源付加装置に要する経費であります。

以上、平成23年度一般会計予算11月補正予算案について、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

池田警務部長

警察本部における平成23年度事業の見直し状況について、御説明申し上げます。

警察本部では、本年度実施している政策的な事業14事業について、来年度の予算編成に入る前の段階

におきまして自己点検を行った結果、うち 11 事業の改善見直しを実施しようと考えております。

その内訳は、終了事業が3事業、拡充事業が8事業でございます。

次に、平成 23 年度事業の自己点検の状況についての資料をごらんください。その資料の2の終了事業の3事業につきまして、心と音のふれあいから安全・安心とくしま実現事業につきましては、四国4県警察が持ち回りで主催している四国4県警察音楽隊演奏会の開催でございまして、これは本年度のみの事業でございます。また、県南部警察署の牟岐、那賀でございますが、この庁舎耐震改修等整備事業、警察航空隊舎移転及び航空機体更新関係事業は、本年度で事業が完了するものでございます。

次に5の拡充事業の8事業のうち、徳島県警察音楽隊ふれあいコンサート事業、犯罪被害者支援シンポジウム開催事業、振り込め詐欺被害防止啓発活動事業、暴力団排除条例啓発推進事業及び交通安全対策事業の5事業につきましては、今後、事業内容の改善・充実を図ることとしております。

県中央部警察署の板野署の庁舎耐震改修等整備事業及び運転免許センター等移転整備事業の2事業については、事業計画に基づいて、来年度、設計から施工に移りたいと考えております。

また、交通安全施設整備事業は、来年度、事業費を拡大して老朽化した施設の整備等をより一層推進したいと考えております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中山副委員長

以上で説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

竹内委員

おはようございます。先ほど、力強いごあいさつをいただいた吉岡本部長が過日着任されました。

本県の警察の活動は、過去、前任者の井上本部長初め、幾多の本部長のすばらしい英知、能力、行動力等々に支えられまして、年々、刑法犯も着実に減ってきておるという現状でございますし、交通事故の死亡者につきましても、一時と比べますと非常に低い水準になっております。

これはひとえに、警察の皆様方の自分を捨てて公に生きるという強い精神の中から生まれてきたものと強く感銘を受けているところであります。

一方、我々、県民の目線で見ますと、徳島県は特に高齢者がふえておりまして、その高齢者の交通事故の増加や今後の課題として、暴力団排除条例をいかに定着させるか、あるいは、一番の問題である三連動地震に対応するための、さきの議会でも私は申し上げましたけれども、一番大切な災害の重要拠点である東署の改築をどうするか、そういう課題がたくさん横たわっているわけでございまして、吉岡本部長におかれましては、これから2年お世話になるわけでありまして、ぜひ、本部長の力強い決意をお聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

吉岡警察本部長

先ほど申し上げましたように 11 月 21 日、本県の警察本部長に着任いたしまして、その重責に身の引き締まる思いでございます。

これから県民皆様の安全・安心の確保に全力を傾けたいと思っております。

今、委員から御指摘のありましたように、県警察におきましては幾つかの課題に直面していると認識しております。

刑法犯認知件数、これ自体は減少しておりますけれども、依然として凶悪犯罪は発生しております。

また、高齢者をねらった振り込め詐欺なども多発しております。また、高齢者等の交通死亡事故、これは増加しているという状況もございます。また、今、お話がございましたように、東海、東南海、南海、この三連動地震の発生が危惧され、その対策が急務となっているという課題もございます。

また、内部に目を転じさせていただければ、近年、大量退職が続きまして、職員の世代交代が急速に進んでおります。こういった中で現場の執行力ですとか、捜査力、これを維持向上させなければいけない、こういった課題もございます。

今申し上げたような課題に一つ一つ着実に取り組みまして、安全・安心とくしまの実現を目指しまして、全力を尽くしてまいりたいと思っております。

委員皆様におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

竹内委員

力強い御答弁をいただきました。ぜひ、この徳島県 78 万人の県民の安全と安心を守るために最高指揮官として、頑張ってください。心からお願いを申し上げる次第であります。

もう一点だけ、要望をいたしておきます。

今回の新しい追加の中で、警察活動費ということで、交通安全施設が整備されると。大変喜ばしい限りで、私どもも、最近、信号機の新規の要望等がたくさんあるのですが、なかなか追いつかないという現状も予算の関係で難しいということも承知いたしておりますけれども、これを機会にできるだけ効率のよい方向で今後、いろんな施設の改善に向けて頑張ってくださいたいとお願いを申し上げて、終わります。

児島委員

いよいよ、こしも1カ月を切ったわけでございますが、冒頭、竹内委員さんのほうからお話のありました、特にこれから年末でございますので、交通事故が発生しやすい時期に入るわけでございますので、この点について何点か指導取り締まりについてお聞きをいたしたいと思います。

皆さん方の御努力のおかげで、最近の交通事故の死者数は、昭和 35 年の道路交通法が施行されて、2 番目に少ない 44 人という数字があったわけでございますが、そして、前回の質問でもさせていただきましたように、3 年連続 50 人を切って、皆さんの御努力の結果でなかろうかと思うわけでございます。本年も今現在におきまして、43 名ということでございまして、そういった交通事故が発生しないような警察のいろんな活動によりまして、やはり目標であります 50 名を切っていただきたいということでございますが、ここ数年、死者

数が減ってきた。警察の取り締まりとかいろんな要因があろうかと思いますが、まず、そのお取り組みについてお聞きをしたいと思います。

山口交通部長

御質問にお答えをいたします。御指摘のようにここ3年間、第8次徳島県交通安全計画の抑止目標でありました50人代前半を3年連続で下回って、順調に減少傾向にあるという現状でございます。

しかしながら、本年、既に11月末現在で43人と昨年の44人にあと1人と迫っております。

また、ことは第9次の徳島県交通安全計画、この年間の抑止目標が30人代後半となっておりまして、残念ながら既にこれを上回ってしまっておりまして、現在、県警察といたしましては、昨年の44人を大きく上回ることのないように、現在、最大限の努力をしているところでございます。

なぜ警察の取り組みでこのように大きく抑止目標が達成できたのかということでございますが、おおむね徳島県の交通事故の特徴といいますのは、先ほど本部長からもお話がございましたけれども、高齢者が非常に多い、ことしも既に43人中28人ということで、全体の65%を占めていると。毎年、徳島県では60%前後でございまして、全国平均を上回っている状態でございます。

それから、夜間における交通事故もことしが既に20人、昨年の同じ時期より4人上回っておりまして、全体に占める割合が47%、ほぼ半分くらいが夜間事故ということでございます。これもおおむね毎年の傾向でございます。

それから、四輪乗車中の死者が10人でございますけれども、シートベルト非着用が9人、90%の方がシートベルトを着用しておりませんでした。もし、シートベルトを着用していれば、9人中8人、89%の方が助かった可能性があると思われております。このシートベルトの非着用者が多いということも、徳島県の大きな特徴の1つでございます。

それから、歩行中の死者が15人と昨年の同じ時期より3人上回っており、全体の25%、4人に1人の方が歩いているときに事故に遭って亡くなっているという状況でございます。

これもおおむね徳島県の毎年の事故の特徴でございます。

こういったことがありますことから、県警といたしましては、この特徴を少しでも減らして死亡者をなくしていくということに取り組んでまいりました。

1つは、平成8年以降、シートベルトの着用率の向上を図ってまいりました。これは被害軽減対策として、非常に有効であるということが全国的な傾向にございましたことから、平成8年以降、徳島県におきましても広報啓発活動と取り締まりを重ねてまいりまして、シートベルト着用の効果があったということが1つの大きな理由として死亡事故が減っているということでございます。

それから、飲酒運転の厳罰化、あるいは運転免許の欠格期間の延長などの道路交通法が改正されたことに伴いまして、県警でも指導取り締まりを強化したと、厳正に取り締まりを行ってきたということで、これが県民に周知されて、おおむねこういう大きな悪質な違反が徐々に減ってきているということもございます。

3つ目としましては、自治体、関係機関、団体、交通安全ボランティア、こういった方々の地道な交通安全教育、あるいは広報啓発活動が実を結んでいったということもあろうかと思えます。

県警といたしましては、先ほど言いましたように、指導取り締まりを徹底していくということと、県民の耳目

を集めるような直接、県民に即時効果があるようないろんな施策、例えば、Ｔ－１グランプリでありますとか、徳島セーフティドライバー2011、反射シール貼り付け隊、こういった活動を通じて、安全教育、広報啓発を進めてまいると。安全教育、取り締まりの2本柱でやってまいりたいということでございます。

こういったことが死亡事故が減っている大きな要因でないかと考えております。

しかしながら、30人台後半という抑止目標でございますが、後半がございまして、できるだけ限りなくゼロに近づけるという非常に大きな目標がございまして。

それを考えますと、40人台にあるからといって、楽観視できる状態ではない、まだまだ厳しい状況が続いているということで、引き続きこういった交通安全ボランティアの方々とともに密接に連携をしながら、県警といたしましても、指導取り締まりと安全教育の2本柱で取り組むことによりまして、死亡事故を減らしていきたいと考えているところでございます。

児島委員

ありがとうございます。

死亡事故の要因について、詳しく御答弁をいただきました。その中で、やはり、私も気にしていたのですが、御答弁の中にもありましたように、死亡者のシートベルトの非着用、ドライバー9人のうち、8人の方がシートベルトをしていれば命が助かったというような報道もされておりましたが、まさしくシートベルトの着用こそが、これからの死亡事故の抑止につながる点だと思うわけでありまして。

ちょうど先日の新聞報道でも、警察当局等の御努力下、本県のドライバーのシートベルトの着用率は非常に高まってきているわけでございますが、今の死亡原因のシートベルトの非着用の方々が亡くなっている点からしましても、着用率というのは、全国と比べると、徳島県における運転席、助手席などの着用率の状況はどのようになっているのか。そしてまた、特に着用率が落ちてきております後部座席の状況が今現在、徳島県ではどのようになっているか、この点をお聞かせいただきたい。

山口交通部長

シートベルトの着用状況でございますが、新聞報道等にございましたように、本年10月1日から10日までの間、一般社団法人日本自動車連盟、JAFでございますが、それと警察の合同で全国一斉にシートベルトの着用調査をいたしました。徳島県では、17カ所、6,000台について実施をしたところでございます。

この結果によりますと、一般道におけます着用率は、運転席が96.9%、昨年に比べますと、マイナス0.7ポイントでございます。全国平均が97.5%でございますので、全国平均を0.6ポイント下回っているという状況でございます。

助手席につきましては、90.5%、昨年と比較しますと、マイナス2.6ポイントでございます。全国平均が92.7%でございますので、2.2ポイント徳島県が下回っているという状況でございまして、全国順位を申し上げますと、運転席、助手席とも第35位となっております。

後部座席につきましては、36.2%、前年から比較いたしますと、プラス0.2ポイントとなっております。全国平均が33.2%でございますので、本県は全国平均を3ポイント上回っているという状況でございまして、全国順位では第16位でございます。

高速道路でございますが、運転席は 99.2%、昨年と比較いたしますと、0.3 ポイント上昇しております。全国平均が 99.3%でございますので、昨年来上回りましたが、全国平均と比較いたしますと、0.1 ポイント下回っている状況でございます。

助手席が 97.2%、昨年と比較いたしますと、マイナス 0.5 ポイントでございます。全国平均が 97.3%でございますので、全国平均を 0.1 ポイント下回っているということでございます。

全国順位につきましては、運転席が第 30 位、助手席が第 28 位となっております。

後部座席につきましては、65.2%で前年と比較いたしますと、残念ながらマイナス 17.6 ポイント大きく下がっているところでございます。全国平均が 63.5%でございますので、全国平均よりは 1.7 ポイント上回っているという状況でございます。全国順位で申し上げますと、第 19 位となっております。

この全国調査でございますが、平成8年から始まっております、平成8年当時の徳島県の着用率でございますが、一般道、運転席が 42%、全国平均が 71.1%ですから、大きく下回っていると。助手席が 40.4%、全国平均が 57%でこれも大きく下回っていると。

その当時と比較いたしますと、90%後半台がここ3年ほど続いておりますので、大きく県民にシートベルトの軽減効果等が周知されてきているのではないかと考えておりますが、まだまだ厳しい状況ですので、引き続き指導取り締まりと広報啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

児島委員

ありがとうございました。

着用率から言えば、全国平均から若干下回っておりますが、当初の平成8年から比べますと、今御報告がありましたように、非常に着用率はふえているわけでございます。

これイコール、大きな事故の防止につながるということはドライバー自身、本当にわかっていると思うんですが、冒頭に申しましたように、死亡事故の中でシートベルトを締めていなかった方々が、やはり多かったという現状を見ても、この取り締まりのときにはシートベルトをされているんでしょうけれども、そういった検挙をしているところに至る前に一生懸命締めよう、そういうところもよく見まして、やはり、90 数%というのが、本当に現状の結果かと言いますと、現実はまだ厳しいところがあるんじゃないかと思えます。そんな点についても、これからお願いをいたしておきたいと思えます。

そういうことにも関連するんですが、最後に、これから交通事故、交通違反を減少させるには、本当に現場では少ない人員の中で大変なことではありますけれども、交通の取り締まりというのをできるだけやっていたかなければならないわけですが、こういった中で交通の取り締まりによって、効果が出た件数といいますか、ここ数年の交通違反の取り締まりの数字の変化について、内容をわかる範囲でいいのでお聞かせいただきたいと思います。

山口交通部長

交通違反の取り締まりの状況でございますが、過去5年間の検挙件数でございますけれども、平成 19 年が4万 373 件、平成 20 年が4万 1,150 件、平成 21 年が4万 1,776 件、平成 22 年、昨年が4万 3,521 件、本年が 10 月末現在で3万 7,986 件でございます。おおむね4万件前後で、4万を上回る感じで検挙しておりま

す。

その内訳でございますが、例えば、昨年の4万 3,521 件のうち、検挙件数の多かった上位5つを申し上げますと、一番多かったのが携帯電話の使用でございますが、これが1万 2,690 件で全体の 29.2%でございます。続いて多いのが速度超過、いわゆるスピード違反でございますが、これが 8,522 件、全体の 19.6%でございます。続いて多いのが、一時停止、これが 7,137 件、全体の 16.4%でございます。信号無視が 4,842 件、全体の 11.1%でございます。5番目でございますが、通行禁止違反、これが 4,035 件、全体の 9.3%でございます。過去3年、5年ほど見ましても、若干、順位の変動はございますけれども、おおむねこの5つが毎年上位となっている状況でございます。

児島委員

ありがとうございました。

今、件数についても 19 年から、本年はまだ残すところはあるのですが、件数が変わっていないところは残念なことなのですが、やはり、予測をいたしておりましたが、その内容も携帯電話、スピード、一時停止等々が上位を占めているということでございますので、これはどの点をとらえても、減らそうとしております大きい事故とか死亡事故にもつながる1つの要因でございますので、警察の御努力でこれから暮れにかけて、人員も少ない中でございますけれども、どうか交通の死亡事故、違反等が減少できますように、一体となって頑張ってくださいよう要請をして終わりたいと思います。

福山委員

私のほうからはごく簡単に1点だけちょっとお伺いします。

実は先般、身体障害者の方から御相談がありまして、20 歳前後のころに免許を取ると、その後、いろいろ脳梗塞とかちょっとした障害が出たということで、その車両を通常の車両から身体障害者用のいろいろ改造した車に乗ると。それぞれ、公安のほうから御指導もいただきながら、車検も取って車ができた。

ところが、初めてそういう車に乗るときに、教習所のコースで走りたいと。ところが、教習所は公安のほうか、どこかかもういになるかわからないのですが、多分、山口部長さんのほうで所管されているかもわかりませんが、試運転ではないですけれども、そういうところで練習がしたいと、いきなり公道を走るよりも。ところが、させてくれないらしいです。それで、いきなり公道を走るのは不安がある。それはどうにかならないのですかという御相談を受けたとき、それもおかしい話だねとは言ったのですが、これは現実はどういう形になっているんですか。

山口交通部長

身体障害者の方が自分で持っておられる身体障害者用に改造されている車両で、公道を走る前にどこかで練習をしたいと。できれば教習所というお話でございますが、指定自動車教習所は徳島県に 15カ所、15校ございます。

これは免許を取得しようとする方に対して、自動車運転に関する技能でありますとか、知識でありますとか、そういった教育を行う施設であるという位置づけがございます。

こういった教育の例外といたしまして、既に運転免許を持っておられる方々、いわゆるペーパードライバーの方を対象とした運転免許取得者教育制度がございます。これは、学校のカリキュラムに基づきまして、先ほど申しました県下の15指定自動車教習所で実施しているものでございます。

この運転免許取得者教育制度に基づかないものにつきましては、自由教習と言われておりまして、これは教習所ではできないとなっております。

この運転免許取得者教育制度に際しまして、自己の所有車両を持ち込むことができるかどうかにつきましては、明文の規定はございません。しかしながら、運転免許取得者教育制度と言いますのは、教習所の設備を使用して行うということになっておりますので、教習所内の安全面を考えて危険を回避するための補助ブレーキ等を備えた、いわゆる教習車両で行うとなっております。

したがって、そのような設備のない車につきましては、持ち込んでそこで練習することはできないということになっております。

県下にはそういった身体障害者の方が免許を取るために、社会福祉法人徳島県身体障害者連合会という団体が身体障害者用教習車両を所有しております。これが1台ございまして、徳島中央自動車教習所で保管をして、これを使って免許を取得しているということでございます。この教習車両を使用すれば、教習所のカリキュラムに沿って、15教習所のどこでも貸し出しをしているようでございますので、練習することができると。しかし、自分の車を教習所に持ち込んでというのはできないと。

ただ、運転免許センターでは、こういった車両を持ち込んでできることになっております。

福山委員

障害の程度とか、その障害内容によってそれぞれ車種も条件も違うんです。

例えば、私もよくわからないので後学のために聞いておきたいんですが、健常者のときに自動車免許を取得します。そして、そういう障害が出て、そういう申請をして、そういう車両に改造します。このときは、別にまた試験を受けるということが必要なんですか。

山口交通部長

一たん運転免許を取られた方が、後々、何らかの事情で身体に障害を受けた場合は、臨時適性検査を受けていただいて、こういった条件であれば運転できるということであれば、そういった条件を付した上で免許を交付して運転をしていただくというようになっております。

福山委員

そうすると申請をすればいけるんですね。申請をすれば、どういう状況であろうとも車の改造の申請を免許センターかどこかに行って、申請をして改造をする。そして、それを陸運事務所で通して、どうぞ乗ってくださいと。

実はこれに、先ほど1台の障害者用の車があると言われましたけれども、私は全部が全部同じ条件の障害ではないと思うんです。みんなそれぞれ違う改造をしていると思うんですよ。全部同じ条件の車ではなくて、個人個人に合った改造をした改造車に乗るということ。それが、いきなり自分が障害者になって、そして、や

っぱり車に乗らないと不便だということで乗りたいと。今まで健常者で普通に運転していたのが、障害者用の車に改造したと。それで、先ほど言いましたように、種類や程度が違うわけです。一番簡単なのが、教習所で試運転して、2時間でも3時間でも乗って、練習するというのが一番いいかなと。いきなり改造車で運転することに不安を感じているという相談だったわけです。

先ほど山口部長が言っていた試験場では、そういうことが可能だということですが、ただ、全県下に障害者の方がおいでになるので、極端に言えば、三好市の方や海陽町の方など一番遠方の方が車をここに持ってくるのか。それともこっちの陸運事務所でやって、そこで練習してそのまま初日に帰るのかとか、いろんな事情があると思うんです。

今は論田町にありますけれども、そこでやっていただけるということは、それはそれでありがたいと思うんですけれども、それはそういうふうに連絡をしますけれども、そのあたりどういう規定かというのが1点聞きたいのと、やはり、そういう状況下にあるときは、各地の教習所で制度の改正といいますか、交通安全上、県警のほうで指導していくということがあれば、監督下にあるわけですよね、教習所が、そのあたりはお願いすべきものではないのかなと、私は思います。いかがでしょうか。

山口交通部長

徳島市内から遠隔地の障害者の方が運転免許を取得したいという場合は、先ほど申しましたように、徳島中央自動車教習所で保管している身体障害者用教習車両を借りて練習をするということが1つ。

2つ目としまして、その障害の程度が軽い方であれば、例えば、ペダルの位置を変更するだけで比較的簡単な改造の場合は、一時的に教習所の車両を改造して、免許を取得していただく。

それから、3つ目が、自分の持っている車を改造いたしまして、教習車両として認定してもらって、それを受けて免許を取得していただくという3つのケースが考えられるかと思えます。

過去5年間でございますが、こういった3つのケースを申し上げましたけれども、それで免許を取得された方が10人おられます。そのうち6人の方が先ほど申しました身体障害者連合会の所有する徳島中央自動車教習所に保管する車を、障害の程度によって若干改良を加えたりもするんですけれども、それを使って免許を取得された方が6人、それから、比較的障害の程度が軽くて、教習所の車両を一部改造して免許を取得された方が2人、それから、自分の車を教習車に改造して取得した方が2人で、この2人は自分の車として使っているという状況でございます。

一応、3つの方法があるということでございます。

既に、障害者の方で免許を持たれた方が、練習をしたいということですが、教習所の制度そのものが、免許を初めて取得する方のための教育施設であるという建前上、その施設を使う以上、設備、安全性の問題からも同乗者が乗って補助ブレーキを踏んで危険回避をするということがございますので、そういった自分の車を持ち込んで練習するということは、全国的にも余り例がないように承知いたしております。

ですから、免許センターへ持ち込んでいただいて、そこで練習をしていただく分には時間等いろいろと制約はございますけれども、今のところそういう手段しかないということでございます。

福山委員

言われている意味も理解はできます。ただ、私は先ほど言いましたように、一たん免許を取得して障害者になって、そういう改造車に乗ると。

そういう障害者になってから免許を取得する人は 10 人中 6 人がその車を使ったと。

こういう相談があった人は自分が免許を持っていて、車を改造してもらったと。それで、教習所に行ったら、走らせてくれない。いきなり、その車に乗って走るのにやはり不安がありましたと。今はなれましたけれども、しかし、こういう社会で、だんだん高齢化が進む中、またそういう途中で障害者になる方も結構多いんです。

地域的に、市の中心部というのは、車の便もいいんですけれども、ないところにそういう人が多いんです。ということはやっぱり、一番最初からさっきも言ったように、車をそこに持ってきて、乗って帰るのかと。そういうことから考えたら、私は日本ではそういう例がないと、教習所はあくまでも補助ブレーキだったり、指導すべきところであってそういうところではないという今の法律上といいますか、今の形はそうなっていると。それも民間ですから、監督下にあっても、どこまで指導できるかというのはわからないと思いますが、そういう現状の中ですが、ぜひ、山口部長、こういう問題が非常に大事なことだと思いますので、そういう 15 施設の責任者の方と、会議を持っていただきたい。そして、こういう問題があるんだと、そういう試運転をするのにいかがなものかということ、一度会議の中で諮っていただけませんか。私はこれは障害者の方にとって非常に重要な問題と思っております。

日本全国に例はないということですので、ないのであれば、つくりましょうよ。それを一度、会議の中で、私は無理な話を言っているつもりはございません。私はこれは正論だと思っております。

ぜひ、そのあたりを山口部長のほうから、日本初の障害者に対して、安全教育を指導できるような本県初の体制をつくれるように最大限の努力をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

山口交通部長

委員のおっしゃるとおりでございます。高齢者の方であろうと、身体障害者の方であろうと、あるいは一般の方であろうと、運転免許を持っている以上、やはり交通社会の一員でございます。そこにいろんな区別をつけるべきではないというのは、そのとおりであろうと思います。

したがって、こういった要望というのは、指定自動車教習所協会がございますので、そのような話もいたしまして、できるのか、できないのか、もしできるのであれば、どういう場合であればできるのか、できないのならその根拠は何なのか、もう一度検討いたしまして、全国、あるいは四国 4 県の状況ももう一度調査をいたしまして、全く例がないのか、やっているところがあるのかどうか、その際、どういう条件をつけてやっているのか検証いたしまして、もう一度検討してまいりたいと思います。

長尾委員

先ほど児島委員のほうから、本県の交通事故対策について、御質問がございました。

県警としては、平成 27 年度までに交通事故死者数を 30 人台後半、限りなくゼロに近づけるというそういう目標を持ってやっているということでもあります。そこで、これまでの取り組み、これまでいろいろと御苦勞をされているということは先ほどの説明でわかりましたが、きょう御説明のあった自己点検の状況のこの中に、

ゼロに近づけるという第9次徳島県交通安全計画を達成するため、今後、新たな手法を取り入れるなどして書いてあるんですが、今、児島委員に対して、これまでの取り組みの説明はあったのですが、ここに書いてるように、今後、今までの説明以上の新たな手法というのは、どういう手法を考えているのか教えてください。

山口交通部長

毎年毎年、いろんな前年の交通事故の実態、あるいは取り組み等を分析いたしまして、今回はこういうことをやっていこうと考えておりますので、そこに書いている新たな手法というのは、当該年度が終わった段階で事故実態に即して、これをやっていこうと。

ことは、「反射シール貼り付け隊」ということで、12月1日からは反射シールを1万人に張りつけていこうということで、新たに「もりもり貼り付け隊」と命名いたしまして取り組む予定であります。これまでの「反射シール貼り付け隊」と、幼稚園、保育園の子供さんがつけられた「孫まごするけど貼り付け隊」と、今度1カ月間、集中してやるぞということで、「もりもり貼り付け隊」として、あす、出発式をやる予定ですが、そういった取り組みをやっていこうと。

またそれ以外にも、ことしの事故実態を分析いたしまして、新たな何か手法を考えてやりたいと考えております。

長尾委員

その新たな手法と言っても、今までやった中で毎年見直してやっていくというのだけでも、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

そこで、先ほどの竹内委員の御質問で、新任の県警本部長のお答えの中で、高齢者の交通安全対策と言われておりましたし、大きな目標だと。また、先ほどの児島委員の説明の中でもあったし、また、今の答弁の中でも高齢者の対策というのがあった。

その中で、私も委員会で言い続けておりますが、高齢者の交通安全対策の1つとして、いわゆる高齢者の免許証の自主返納メリット制度、これについては海部郡牟岐警察署、海部郡タクシー協会が先駆的に昨年の9月から実施をして、1年がたったわけでありまして、改めて牟岐警察署、海部郡タクシー協会の取り組みに対する交通部長としての評価と、それから前任の井上本部長もこれについては、鋭意取り組んでいくというお話もございました。

一部、県内の警察署を視察した中で、少しちぐはぐな警察署もございましたけれども、その中で三好警察署は25年に実施するという話を受けているわけですが、しかし、重点目標というか、大変大きな問題であるというなら、それは早く取り組んだらいいわけでありまして、もちろん当局の警察署単位にその地域のタクシー協会との話し合いとか、県警としての県のタクシー協会との話とか、されているとは思いますが、来年度に向けて、県警本部として、高齢者の安全対策として、来年のメリット制度の推進について、今は牟岐警察署、1署だけだけれども、目標を設定して取り組もうという意志があるのかないのか、その牟岐警察署の評価と取り組み等をお聞きたい。決意を。

山口交通部長

委員御指摘のとおり、牟岐警察署管内でまずタクシー事業者から始まりまして、海陽町のバスが現在取り組んでおります。これにつきましては、現実的に牟岐警察署管内の高齢者の交通事故も若干ではありますがけれども減っているという状況でございます。

これを受けまして、我々のほうも各警察署を通じて、バス事業者、タクシー事業者、それから、各自治体に住民基本台帳カードの無料配布といったことを働きかけてくれということを申ししておりまして、一部、三好警察署管内、つるぎ警察署管内、美馬警察署管内、石井警察署管内でタクシー事業者、あるいはバス事業者から非常に好印象をいただいて、これも既にできているところ、今後二、三年以内に実施のところという返事をいただいているところでございます。

免許証返納制度は全国的にも言われておりますけれども、一定の効果があると、進めてまいりたいと考えております。この11月に県下署長会議がございましたけれども、その席上、私のほうからさらに改めて、署長を先頭にもう一度、各事業所、バス事業所、タクシー事業所を回ってほしいと。そして、地元の交通実態、事故防止対策として協議をしていただきたいと、申し入れをしていただきたいと、改めて指示をしたところでございます。

今はまだ芽が出てない段階でございましょうけれども、やがて、芽が出てきて、全県下的にそういう施策が広まっていくのではないかと考えております。非常に有効な施策であると判断しております。

長尾委員

何度も申し上げているのですが、これは高速道路も同じだけれども、一部だけできてもその効果がないのであって、牟岐警察署だけやっても全県的な効果はない。

つまり、海部郡の高齢者の方が足として使ってきた免許証をお返しする、かわりに免許にかわる証明書もらう、それでいろんなメリットがある。タクシーの1割引であるとか、または身分証明書のかわりになるとか、そういう中で海部郡の高齢者が阿南や小松島の日赤に行くときに、行きは海部郡のタクシーに乗って、1割引だけれど、帰りに小松島のタクシーに乗ったら1割引きではない。これが小松島警察署の管内でそれができていけば、往復1割引きになるわけでありまして、そういうことからすると、私も鹿児島県に行ったときに、交通事情はよく似ているところだと思うけれども、車が地域の足になっているところで、免許証を返納するというのは大変な決断がいる。

しかし、それを全県でやれていると。また、各警察署によって、さまざまな工夫をされておられるということに感銘を受けたところでありまして、ぜひ、これは全県で実施してこそ、本当の効果があるとこのように思いますので、ぜひ、これについては前任の県警本部長は大変決意を示しておられたので、後任の新任の県警本部長にもその決意を伺わさせていただきたいとこのように思います。

吉岡警察本部長

今、委員御指摘のありましたように、高齢者の交通事故抑止、これは重要な課題であるというふうに認識しております。高齢者の方による交通事故を抑止していくという観点から、免許証の自主返納を促す、これは非常に重要なことだと認識しております。

今、交通部長から説明があったように、これまでも各警察署長に対して、交通関係機関の御理解を得て、この自主返納を推奨する動きを高めるようにということで指示しております。それに基づいて、各署で取り組みをしていると聞いておりますけれども、私からも機会あるごとに各署長には指示をして、これを積極的に推進してまいりたいと考えております。

長尾委員

ぜひ、井上前本部長の時代、また今の本部長の取り組みのお話がありましたので、吉岡本部長になって、今また種がいずれ花咲くというニュアンスの話が部長のほうからあったけれども、ぜひ、これから県内で2カ所目、3カ所目、4カ所目、ひいては全県でできるように一日も早い取り組み、実現を要望しておきたいと思います。

次に最近、前回の委員会でもそうでしたが、首都圏において自転車の走行、これは車道、歩道、これについて関心が高まってきております。

そういう中で、特に私も過去の委員会で指摘しましたが、高校生の自転車のマナーの悪さ、そういったことについてイエローカード等を警察が発行していると。さらにはまた、その自転車の施錠率が全国で最低ということで、犯罪にもつながるということから、こういった施錠率も高めなければいけない。

そういう中で、私は当初、イエローカードを出した生徒を各警察署に呼んで厳しく指導すべきだと言ったけれども、それは呼べないと、保護者同伴でないと。じゃあ、学校に出かけてそういう人を集めて指導をしろという提案もしたんだけど、それもやっぱり難しいと。それならば、何らかの形で学校へ出向いて、そこでちゃんと警察がやると、先生が言っても聞かないわけですから、そういう意味でそういうことを申し上げましたところ、県の教育委員会と相談するというようなことがございましたけれども、相談されたのか。相談されたのならば、どういう内容で相談されたのか御報告願いたいと思います。

山口交通部長

県教委に対しましては、委員から今お話がありましたように、イエローカードの警告件数、高校別、中学校別の件数を私の名前で報告いたしております。各警察署におきましても、各警察署長からそれぞれ学校長のほうへ署長名で文書を出しております。そして、学校の先生には、こういう状況なのでもう少しやってくださいという話をしております。私のほうからも、毎月送っておりますけれども、その都度、直接会って話しているわけではございませんけれども、担当の者が出向いて行って、直接、担当の方にそういうお話をさせていただいております。

これは学校現場だけではなくて、家庭の問題もあろうかと思えます。先月の24日だったと思っておりますけれども、高校PTA連合会の会長さんが来られまして、新聞報道によると、自転車はすべて車道を走るようにということだけでも、高校生は危ないので、やめてくれという御相談がございました。

そして、実態をお話しして、それは誤解ですよというお話しして、その後、実は我々も通学通勤時間帯の自転車には困っているんだと、指導をしているけれども、なかなか改まらなと。その実態と一緒に視察をしませんかと。一緒に見に行って、あなた方の家庭で子供さんたちを指導していただいけませんかという話をしまして、来週、一緒に視察に行く予定にしております。

そして、その実態を見てもらって、そういうふうには報道がなってしまうというのも、結局、自転車のほうが歩道上で歩行者をのけのけという感じで走っていると。そういう実態があるから自転車が邪魔だと、おりろと言われていることを知ってもらうために、そして、学校へもPTAから話を持っていってもらって、もう少し通行マナーを守りましょうという指導をしてもらおうという形の取り組みを現在進めているところでございます。

長尾委員

そういう取り組みは了としたいと思いますが、この前の報告では、平成 22 年の 1 年間で県下で 1,313 件、高校で多い順に、徳島科学技術高校が 148 件で 1 番、ワーストワン、2 番目が徳島商業の 138 件、3 番目が徳島市立高校の 135 件、次が城東高校の 114 件、城南高校の 91 件ということでありましたので、基本的には市内の大きな規模の学校、ここが当然多いということについては特にこういう高校には警察官が直接出向いて、生徒に指導するというのが私は一番効果的だと思います。そういう意味で、ぜひ、このことを引き続き取り組んでいただきたいということを重ねて要望しておきたいと思います。

それから、実は私も本会議で聴覚障害者の方に対する問題を取り上げておりますが、今、県警本部では評価すべき取り組みとして、対話式メール 110 番というものをやっておられる。これは平成 19 年 4 月 10 日に運用開始をされているわけであります。これは言語とか聴覚に障害を持つ方が、徳島県内の外出先などで事件、事故に遭ったとき、携帯電話の文字による対話で警察へ通報するシステムというように県警のホームページに書いております。

そういう中で、利用できる携帯電話会社が NTTドコモとか、KDDIとか、ソフトバンクとか、そういうことを書いてあったり、通報の仕方、練習機能、その他の機能等々書いておられます。さらに、FAX110 番を引き続き利用できるということも書いてあるわけでありますが、まずお聞きしたいんですが、平成 19 年 4 月 10 日に運用開始した対話式メール 110 番、19 年度、20 年度、21 年度、22 年度と、その件数が何件だったのか教えてください。

松岡生活安全部長

携帯電話による対話式のメール 110 番制度でございますけれども、委員からありましたように平成 19 年 4 月 1 日から実施をいたしております。この以前の 13 年当時からメール 110 番というのはございました。しかし、当時のメール 110 番では通報者への返信はできますけれども、返信されたかどうかの確認ができないでありますとか、あるいは、受信が拒否されている場合はこちらからつながらないということがございまして、19 年に改正したところでございまして、この対話式のシステムによりまして、ホームページ上で文字による対話ができる。そして、リアルタイムで対話ができ、相手の方々の通報の内容を確実に確認ができる。

また、GPSの携帯電話ですと、その位置の情報を地図にあらわすことができます。また、携帯電話のカメラ機能を使用して、通報もしていただけるというような特徴もございまして、これらの方法によりまして、障害のある方でも迅速、的確に通報を行うことによって、迅速な手配、あるいは警察官の早期臨場というものをを行うということで実施したものでございます。

このメールの 110 番の件数でございますけれども、19 年からすべてのものは手持ちにございませんけれども、ここの 1 月から 11 月までの分は、有効な 110 番の受理件数が 10 件でございます。それ以前の詳細な数

字は、今手持ちにございません。この1月から10月までの10件でございますけれども、事件、事故の通報はございませんで、駐車の問題でありますとか、各種警察に対するお問い合わせ、こういうものが中心でありました。

長尾委員

あわせて、FAX110 番が何件なのか、教えていただきたい。

中山副委員長

小休します。(11 時 38 分)

中山副委員長

再開します。(11 時 39 分)

松岡生活安全部長

FAX110 番による通報は、本年の 11 月末現在で4件でございます。

長尾委員

先日、徳島県内の聴覚障害者団体9団体が、聴覚障害者制度改革推進本部というのをつくられて、今、その制度の改革に取り組んでおられる。知事にも要望した。国においてもいろいろ検討されている。そういう中で、そうした方々が会議を持って、今、例えば、南海地震等が想定されている中で、県がやっているすだちくんメール、なかなかそのすだちくんメールの登録も難しいと、私も文章だけ読むと難しい。そこで、その担当者に来てもらって、説明をする。

同じく、消防関係で言えば、聴覚障害者の方が外出先で事故に遭った、ないしは具合が悪くなった、そういったときに 119 番、健常者はしゃべれるけども、しゃべれない。しかし、それを登録しておく、消防署は、その携帯電話でその人が聴覚障害者であるということが事前登録されているから、わかって、そこへ 119 番で救急車が駆けつける、そういう緊急通報体制というのも最近は消防署で取り入れられている。

そういう中で、警察のものは先にやっているわけだから、しかし、今の報告にあったように、県下の聴覚障害者、三半規管のぐあいが悪い人、物すごい数です。しかしながら、今は 10 件というのは、これはまだまだ周知されていない。まずはほとんどの人は知らない。

先日、この聴覚障害者制度改革推進本部の皆さんの中で、なかなかこの制度が周知されていない。そこで、県の障害福祉課がこれを知っていて、これを紹介した。先日、すだちくんメールの登録方法をやったらしいんだけど、私はせっかく警察はいい制度、システムをやっているんだから、これをつくったとき、そして、これまでにそういう県内の聴覚者の団体等に出かけて行って説明されたのかどうか。ホームページに出しますよと。それだけで終わっているのか。そこはどうでしょう。そういう障害者団体に話をして、こういう制度があるよ、こういうふうにするんだよと、説明をされたのかどうか。

松岡生活安全部長

今、委員御指摘のとおり、この制度につきましては、19年に発足以来、県警のホームページでありますとか、110番の日、あるいは各署におけます会議等で広報はいたしておりますけれども、なかなか周知徹底されていないというのが実情であろうかと考えております。

先日、先生から今お話のございました、11月28日に徳島県聴覚障害者福祉協会が開催しました学習会におきまして、当方から通信司令課の指導官を派遣いたしまして、この対話式のメール110番の状況でございますとか、かけ方、そういうものについて御説明をさせていただきました。

しかし、まだまだ、先ほどのお話のように周知徹底がなされていないというのが現状であろうと考えておりますので、引き続きまして、各機関を通じて関係機関等とも連携しながら、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

長尾委員

ぜひ、御努力をお願いしたいと思います。

最後に1つだけ、私はお昼になると散歩をするんですけど、この周りを。県警本部の東側に暴力追放県民センターというのがあります。立派な、下が駐車場で2階、3階、あの土地、建物は暴力追放県民センターが買ったのですか、それとも借りているのでしょうか。それは、借りているのか、買っているのか、どちらでもいいけども、要は、門扉のところに昔の会社の看板があるんです。門柱のところに昔の会社の看板があるんですけども、暴力追放県民センターなら、そう書けばいいのに。暴力追放県民センターとその民間の会社が何か関係があるのかと。下手するとそう思われたらいけないと思うので、借りているにしろ、買っているにしろ、民間の会社の表札は外して、きちんと暴力追放県民センターと書いてほしいと要望して終わります。

古田委員

私からは2点お伺いをしたいと思うんですが、男女雇用機会均等法が施行されて25年になりますけれども、残念ながら公安委員会の警察関係には女性の方が1人もおいでないのですが、警察官の中で女性警察官の占める割合というのはどのくらいおいでなのか。一般職では、いかがでしょうか。そのことをお伺いしたいと思います。

池田警務部長

平成23年11月1日現在でございますが、女性警察官は68人でございまして、定員に占める割合は4.5%でございます。

また、女性の一般職員につきましては135人でございまして、定員に占める割合は45.2%でございます。

古田委員

全国的に比べましたら、徳島県の女性警察官の割合というのはどうなのでしょう。

池田警務部長

全国的には警察官につきましては下位のほうでございます。

古田委員

何位くらいですか。

中山副委員長

小休します。(11 時 46 分)

中山副委員長

再開します。(11 時 46 分)

池田警務部長

23 年4月1日現在の比較でございますが、全国平均が 6.5%ございまして、その中で当県におきましては 4.4%という状況でございます。最下位でございます。

古田委員

テレビドラマなどでは女性の警察官が大活躍をしているというのも多いと思いますので、それぞれの特性を生かして、女性警察官の採用も多くしていただきたいと思うのですが、幹部をされている女性警察官、それから、今後、その女性警察官をふやしていくという計画があるのか、お伺いをしたいと思います。

池田警務部長

幹部の登用につきましては、警察におきましては厳正に昇任試験を行っているところでございますが、平成 23 年 11 月1日現在、警視が1人、警部補が 12 人、巡査部長が 18 人おりまして、本部、警察署に配置しているところでございます。

また、今後の採用、登用の予定でございますが、今後とも優秀な女性警察官の採用を積極的に推進しまして、その能力、特性を生かせる職種をよく見きわめながら、職域の拡大を図ってまいりたいと考えております。

一方、女性警察官の働きやすい職場環境づくりということも重要でございまして、十分に推進いたしまして、女性警察官の採用、また、幹部への登用につきまして、より一層の拡大に努める所存でございます。

古田委員

今後の採用などに御努力くださるようお願いしておきたいと思います。

それと、警察のOBの方に対する情報提供のことなんですが、あるところではっきりしたことではないので、警察のほうから漏れたということではないんですけれども、その懸念をされているところがありまして、警察に告発をしたと、そして、警察が動きかけていると聞いたということ、ある正式な会議の場で発言をされているという事例があるんです。

そういった心配もありますので、OBの方が警察本部とかそれぞれの警察署などに入出入りするというのは、それまでの職場であったわけですので、あろうかと思うんですけど、そういった方々に対する情報提供はどのようにになっているのか。

もし、そういうところから情報を流すということは違法行為ではないかと思うんですが、その点についてはどのように対応されているのでしょうか。

池田警務部長

警察OBの方につきましては、我々の先輩でございますので、いろいろとアドバイス、あるいは後輩の激励ということで時に来られる方もいらっしゃるのですが、情報提供につきましては、OBでございますので、警察官、警察職員ではありませんので、必要がある場合には地域住民の方と同様の内容のものを一般防犯に関する県民の安全・安心にかかわるというような総括的なそういう情報につきまして、申し上げるということがございます。

しかしながら、警察活動で知り得ました捜査情報、個人情報等の秘密事項につきましては、これは提供することはございません。

古田委員

そういう周りの方がどうかと疑われるようなことがあってはならないと思いますので、今後とも流していきないう情報についてはきちんとしていただきたいということをお願いして終わります。

北島委員

去る11月24日に、四国で一番大きなショッピングセンターゆめタウン徳島が藍住町にオープンいたしました、きのうで8日目を迎えました。

その間、土曜、日曜も挟みまして、大変なお客さんが行かれていますし、交通の渋滞も懸念もされていると思うのですが、私も土曜日の夕方に西から東へ北環状線を通りましたら、左側の車線は1キロぐらいずっとゆめタウンに入る左折する車が渋滞しておりましたが、警察としては、そういう交通の対策についてどのように認識されているのか。あるいは、現状の把握をどうなさっておりますか。

山口交通部長

徳島県に四国最大のショッピングセンターがオープンするということでございまして、当然大きな渋滞が予想されるということから、早くから道路管理者等々と協議、相談いたしまして、いろんな交差点改良でありますとか、信号の制御のやり方でありますとか、対策をとってまいりました。

渋滞の状況でございますが、県警からも本部の交通規制課の職員を派遣いたしまして、調査をいたしております。

それから、実際に事故等があれば、恐らく渋滞のため車であれば動けないだろうということで、交通機動隊の白バイ隊を周辺で運用いたしまして、もし何らかの突発事案がありましたら対応すると。

県外からもたくさんの流入があるだろうということで、高速道路交通警察隊のパトカーを運用いたしまして、

高松方面、鳴門方面でそれぞれ、駐留警戒を行ったと。それから、地元の板野警察署では、パトカー、四輪は使えないだろうということで、オートバイ隊を編成いたしまして、これも藍住西交番に配置していたということで対応しております。

そして、プレオープン、この間の土曜、日曜日につきましても、それぞれ、現地の情報をとりますし、こちらからも行って確認いたしましたところ、我々が予想した懸念したほどの大きな渋滞はございませんでしたけれども、交差点十何カ所のうちオーバークリッジのあるところ、東から西行き方面で大体 200 から 300 メートルの渋滞がございました。

反対に、委員がおっしゃられたように、西から東向き、これは直接入るところでもおおむね 200 から 300 メートル、最も長いところで大体 1.5 キロから 1.3 キロくらいの渋滞があったと。ただし、あそこは片側 2 車線の道路ですので、片側が埋まっているものの通過車両は通行できましたので、大きな混乱、混雑はなかったと考えております。

また、あす、あさっては土曜、日曜でございますので、同じような対策を講じてまいりたいと考えております。

北島委員

大きな渋滞、あるいは事故等は発生していないということで十分警察としての対応はしていただいていると評価はしたいと思いますが、これから、年末も迎えますし、いろいろと帰省の方もおられますので、今後、交通に対する対策に万全を期していただき、事故がないようになお一層の御努力をいただきたいと思います。

もう一つ、今、幹部の皆さん、プレートをつけられていますね。TPP、トクシマ・プリフェクチャ・ポリス、環太平洋連携協定というTPPと同じですが、これは徳島県警だけですか。

ほかの県もそういうふうな富山県警であれば、TPP、鳥取県警、あるいは栃木県警、そういうことで同じようなプレートをされているのですか。

池田警務部長

私の経験の範囲内でお答えいたしますが、多くの県では行っております。

以前、私の勤めておりました佐賀県警でも、SPPというのがありました。サガ・プリフェクチャ・ポリスです。

その他、警視庁もMPDで、メトロポリタン・ポリス・デパートメントということで、多くの県ではこのような略号を取り入れている状況でございます。

北島委員

多くの県も、県の冠のイニシャルをつけて、プリフェクチャ・ポリスですけれども、畠山委員長さんは特に全農連の方でしたが、あえてつけられてないのか、委員会の方はつけなくていいわけですかね。御意見はございますか。

畠山公安委員長

けさ、来るときに実は外してきたところです。一線から退きまして、TPP、警察のほうで、私もつけたいとは

思っているのですが、警察と公安委員会というのはちょっと立場が違いますので、私はつけていないということです。

北島委員

本部長はまだ赴任されてすぐですから、多分まだおつけになられていないのかなと思いましたが、畠山さんはちょっと抵抗があるので、つけられないのかなと思いましたが、そうじゃなかったということで安心しました。

特に冗談めいたことになりましたけれども、今後一層の治安維持等々の展望に当たりまして、委員長さん、新本部長さんも頑張ってくださいますようエールを送りまして、終わります。

中山副委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はございませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

古田委員

11号の地方警察職員の給与に関する条例等の一部改正で、1%から5%の減額の方ですが、やはり、これは職員の給与を下げると、公務員を下げると民間へも波及しますし、いろんな面で経済効果にも大きく影響していくと思いますので、この11号には反対です。

12号の特殊勤務手当のその分は賛成です。よろしくお願いします。

中山副委員長

それでは、公安委員会関係の議案第11号については御異議がありましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部改正については、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は御起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案第11号を除く議案について採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第 11 号を除く公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号を除く公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(起立採決)

議案第 11 号

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第 12 号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により休憩いたします。(12 時 02 分)